

# ワーク・ライフ・バランス 推進アドバイザー（社会保険労務士）を派遣します

従業員  
300人以下の  
市内事業所は  
無料

新たにワーク・ライフ・バランス（WLB）や女性活躍推進に取り組もうとする事業者や、その充実を図ろうとする事業者に対し、専門家の立場で助言や情報提供等を行う『WLB推進アドバイザー（社会保険労務士）』を派遣し、その取り組みにアドバイスを行います。

いま、一人ひとりの価値観は多様化してきています。それは社員の働き方においても例外ではありません。

「仕事を通して自分も成長したい」「仕事と子育て・介護を両立させたい」「地域活動にも参画したい」などの社員のさまざまな声に応えていくことは、企業の使命でもあり、また社員のやる気向上や有能な人材の確保につながるなど、企業にとっても多くのメリットをもたらします。

WLBの推進は「明日への投資」です。

企業の経営戦略として、WLBや女性活躍の推進に取り組んでみませんか。



## 【アドバイスの内容例】

- ★ これから女性を積極的に採用するために準備しておくこと
- ★ 育児期・介護期の社員が安心して働ける職場づくり
- ★ 働き方改革を実現するためには
- ★ ハラスメントのトラブルを防止するためには
- ★ 「女性活躍推進法」「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定
- ★ 助成金を活用した自社の女性活躍・WLBの取組み（仕事と育児・介護との両立等）の促進 など

※従業員101人以上の事業者には、次世代育成に関する行動計画の策定と届出が義務付けられています。

※従業員301人以上の事業者には、女性活躍に関する行動計画の策定と届出が義務付けられています。

（令和4年4月1日より従業員101人以上の事業所に対象拡大）

※改正育児・介護休業法の全面施行により、従業員100人以下の事業者も子育て等をしながら働き続けられる雇用環境の整備（短時間勤務制度、介護のための短期の休暇制度など）が義務付けられています。

## 【対象事業者】

### 北九州市内に事業所を有し、派遣場所が市内であること

※下記のWLB推進サイトで「キタキューかえる宣言」（取組宣言）をしていただく場合があります。

※暴力団排除に関する関係機関への照会をさせていただく場合があります。

## 【派遣費用等】

従業員300人以下の市内事業所は**無料**（301人以上の事業所にも有料で派遣します。）

**1回2時間程度で、4回まで派遣できます。** **※オンライン対応可**

申込方法

派遣の決定

派遣

まずは下記のお問合せ先までご連絡ください。

申込書を送付しますのでご提出ください。

**令和3年度の受付締切：令和4年3月11日（金）**

申請書類を審査し、その結果を事業所にお知らせします。

アドバイザーがお伺いし、ご相談内容の実情を調査・分析し、課題解決に向けたアドバイスを行います。（派遣は3月末日まで。）



## ◆◇申込み・問合せ先◇◆



北九州市 総務局 女性の輝く社会推進室 女性活躍推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

TEL：093-582-2209 FAX：093-582-2624

<http://wlb-kitakyushu.jp> 「はじめよう!ワーク・ライフ・バランス」